



軽防協ニュース速報（号外）

2020年11月25日
軽種馬防疫協議会 事務局
(JRA 馬事部防疫課)

米国から日本向けに輸出される馬の家畜衛生条件の改正 ～CEM 検査要件に関する変更～

令和2年11月20日付けで、米国から日本向けに輸出される馬の家畜衛生条件[一般馬（繁殖馬含む）のための輸入衛生条件]が改正されました（2動検第733号）。主な内容は、輸出前の馬伝染性子宮炎（CEM）の検査について、これまでは7日間隔で、計3回の生殖器由来材料の細菌培養検査が必要であったものが、PCR法が検査法の選択肢として追加され、検査回数も1回に変更されたことです。

(参考：<https://www.maff.go.jp/aqs/hou/require/uma.html>)

CEMは、1977年に英国で初めて発症が認められた感染症です。主に交配により伝播し、子宮内膜炎が引き起こされることにより、繁殖牝馬が不妊に至ることがあります。牡馬は感染しないものの、陰茎や包皮に保菌することがあり、そのような保菌種牡馬との交配により、複数の繁殖牝馬へと感染を拡大させてしまうおそれがあります。

日本では1980年に初めてその発症が確認され、以降、北海道等の生産地を中心に発症が継続していました。当初は細菌培養法による感染馬の摘発を行っていましたが、PCR法が導入されて以降は、より迅速かつ正確な体制が整備され、2005年を最後に日本での発症は認められていません。PCR法は、現在も日本における輸入検疫や、着地検査中などの自衛防疫に活用されています。また、近年では、海外でも本症の診断法として急速に普及しつつあるようです。

今回の対象である米国では、2008年から2010年頃にかけて本症が国内で散発的に見つかリ、以降、積極的な清浄化が進められてきました。その結果、2014年以降は未発生となっています。この米国における衛生状況の改善、および上述した日本でのPCR法を用いた輸入検疫や着地検査体制の充実が、今回の改正に結び付いたものと考えられます。今回の改正は、安全を保ちながら、米国産繁殖用馬の日本への導入を円滑なものとし、ひいては日本の馬産業全体の今後の発展に大きく貢献するものと期待されます。

軽種馬防疫協議会